足立区特定教育・保育施設

指導検査基準

令和5年6月9日適用

（私立認可保育所用）

足立区教育委員会　子ども家庭部　子ども施設指導・支援課

区単独の指導検査時は、”足立区特定教育・保育施設指導検査基準”と”東京都指導検査基準”の2つの基準を用いる。

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	子ども・子育て支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合など文書指摘とするに至らない場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	子ども・子育て支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言指導」を行う。

運　営　管　理　編

目　　次

１ 利用定員 ・・・・・ １
２ 運営規程 ・・・・・ １
３ 利用者への情報提供
（1）掲示 ・・・・・ ２
（2）情報提供の努力 ・・・・・ ２
（3）虚偽又は誇大広告の禁止 ・・・・・ ２
４ 支給認定申請の援助 ・・・・・ ２
５ 内容の説明及び同意 ・・・・・ ２
６ 区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力 ・・・・・ ３
７ 受給資格等の確認 ・・・・・ ３
８ 人権擁護、虐待防止 ・・・・・ ３
９ 平等取扱いの原則 ・・・・・ ３
１０ 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌） ・・・・・ ４
１１ 秘密の保持 ・・・・・ ４
１２ 小学校等に対する情報提供 ・・・・・ ４
１３ 研修機会の確保 ・・・・・ ４
１４ 苦情解決
（1）苦情窓口の設置 ・・・・・ ４
（2）苦情内容の記録 ・・・・・ ４
（3）苦情に関する区の事業に対する協力 ・・・・・ ４
１５ 区の検査に対する協力協力及び改善の努力 ・・・・・ ５
１６ サービスの質の評価等 ・・・・・ ５
１７ 保護者に関する区への通知 ・・・・・ ５
１８ 記録の整備と保存 ・・・・・ ５
１９ 職員の配置 ・・・・・ ６

［凡例］

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	関係法令及び通知書	略　称
1	平成２４年８月２２日法律第６５号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	区運営基準条例
3	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府令第49号
4	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
5	「足立区保育扶助要綱」	区扶助要綱
6	「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」	区法外要綱

認可　運営管理

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1　利用定員	1　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員の数を20人以上とする。	1　利用定員を20人以上としているか。	(1) 区運営基準条例第4条1	(1)　利用定員を20人以上としていない。	C
	2　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （3）保育所　支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	2　各区分ごとに利用定員を定めているか。	(1) 区運営基準条例第4条2	(1)　各区分ごとの利用定員を定めていない。	C
	3　特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の供与への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	3　区運営基準条例第22条但書きに規定する特別の理由なく、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第22条	(1)　特別の理由なく利用定員を超えて特定教育・保育を提供している。	C
2　運営規程	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日（支援法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 ⑤ 区運営基準条例第13条の規定により、教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 区運営基準条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（区運営基準条例第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	1　重要事項に関する規程を定めているか。	(1) 区運営基準条例第20条	(1)　重要事項に関する規程を定めていない。 (2)　重要事項に関する規程①から⑪の内、不足している項目がある。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
3　利用者への情報提供 (1)　掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ※　事務所の中に備え付けてある等、利用者が施設の職員に声をかけないと見ることが出来ない状態は、(施設の見やすい場所に)掲示してあるとは言えない。	1　施設の見やすい場所に重要事項の掲示を行っているか。	(1)　区運営基準条例第23条	(1)　施設の見やすい場所に掲示していない。 (2)　掲示内容について、『2　運営規程』で定めている①から⑪の内、不足している項目がある。	C B
(2)　情報提供の努力	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1　特定教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努めているか。	(1)　区運営基準条例第28条1	(1)　利用しようとする保護者に対し、適切に選択できるよう情報の提供を行うよう努めていない。	A
(3)　虚偽又は誇大広告の禁止	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1　施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1)　区運営基準条例第28条2	(1)　施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	C
4　支給認定申請の援助	1　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	1　教育・保育給付認定申請に対する必要な援助を行っているか。 1　教育・保育給付認定の変更の認定申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行っているか。	(1)　区運営基準条例第9条1 (1)　区運営基準条例第9条2	(1)　必要な援助を行っていない。 (2)　援助が不十分である。 (1)　必要な援助を行っていない。 (2)　援助が不十分である。	C B C B
5　内容の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者という)に対し、区運営基準条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、区運営基準条例第13条の規定による支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1　利用申込者に対して重要事項等を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ※　なお、利用申込者の同意については、トラブルを避ける観点から、同意書を取得することが望ましい。	(1)　区運営基準条例第5条1	(1)　重要事項を交付して説明をしていない、又は特定教育・保育の提供の開始について同意を得ていない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
6　区が行うあっせん、要請及び調整に対する協力	1　特定教育・保育施設は、(中略)市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、(中略)市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1　区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力しているか。 (例)日本語が話せない、宗教上等の理由で、食事の提供に手間がかかる等の理由で、必要以上に入所の制限を行っており、できる限りの協力をしているといえない場合等。	(1) 区運営基準条例第7条	(1)　区が行うあっせん、要請及び調整に対し、できる限り協力していない。 (2)　協力が不十分である。	C B
7　受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。 なお区から送付されるリストでの確認でよい。	1　支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	(1) 区運営基準条例第8条	(1)　支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認していない。 (2)　支給認定の有無、区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等の確認が不十分である。	C B
8　人権擁護、虐待防止	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1　子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 区運営基準条例第3条4	(1)　子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の体制整備を行っていない。 (2)　体制整備が不十分である。	C B
		2　子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第3条4	(1)　子どもの人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する等の措置を講じていない。	B
9　平等取扱いの原則	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1　差別的な扱いをしていないか。	(1) 区運営基準条例第24条	(1)　国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強要したりしている。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
10 特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。 ※　施設の状況を的確に把握するため、特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 〈例〉 職員及び子どもの出席状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1　特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）を適切に作成しているか。	(1) 区運営基準条例第12条	(1)　特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）が未作成である。 (2)　特定教育・保育施設に係る必要な事項の記録（業務日誌）の内容が不十分である。	C B
11 秘密の保持	1　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た特定教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・規程等の整備 ・雇用時の取決め　等	1　正当な理由がある場合を除き、職員であったものを含めて施設は秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている	(1) 区運営基準条例第27条1,2	(1)　必要な措置を講じていない。 (2)　措置が不十分である。	C B
12 小学校等に対する情報提供	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、特定教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該特定教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	1　あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第27条3	(1)　あらかじめ文書による同意を得ていない。 (2)　同意の取得が不十分である。	C B
13 研修機会の確保	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	1　研修の機会を確保しているか。	(1) 区運営基準条例第21条3	(1)　研修の機会を確保していない。 (2)　研修機会の確保が不十分である。	C B
14 苦情解決 (1) 苦情窓口の設置	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する特定教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1　苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	(1) 区運営基準条例第30条1	(1)　苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2)　苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。	C B
(2) 苦情内容の記録	特定教育・保育施設は、上記の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	1　苦情の内容を記録しているか。	(1) 区運営基準条例第30条2	(1)　苦情の内容を記録していない。 (2)　内容の記録が不十分である。	C B
(3) 苦情に関する区の事業に対する協力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1　苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 区運営基準条例第30条3	(1)　苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めてない。	A

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
15 区の検査に対する協力及び改善の努力	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1　区が行う検査に協力するとともに、指導助言に対して必要な改善を行っているか。	(1) 区運営基準条例第30条4	(1)　区が行う検査に協力していない。若しくは指導助言に対する必要な改善を行っていない。 (2)　区が行う検査に対する協力や指導助言に対する改善が不十分である。	C B
16 サービスの質の評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1　定期的に福祉サービス第三者評価受審等を受け、それらの結果を公表し、常にその改善に努めているか。	(1) 区運営基準条例第16条2	(1)　定期的に福祉サービス第三者評価受審等を受け、それらの結果を公表する等、改善を行う努力をしていない。	B
17 保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	1　通知を行っているか。	(1) 区運営基準条例第19条	(1)　通知を行っていない。	C
18 記録の整備と保存	1　特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1　職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 区運営基準条例第34条1	(1)　職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 (2)　記録の整備が不十分である。	C B
	2　特定教育・保育施設は教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 区運営基準条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 （例：指導計画等） (2) 区運営基準条例第12条による特定教育・保育の提供の記録 （例：保育日誌等） (3) 区運営基準条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録 （例：不正受給に関する記録） (4) 区運営基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （苦情処理簿） (5) 区運営基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 （事故報告書）	2　記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 区運営基準条例第34条2	(1)　区運営基準条例の規定に沿って備えておくべき記録を整備・保存していない。 (2)　区運営条例の規定に沿って備えておくべき記録の整備・保存が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
19 職員の配置	人員配置について、下記に示す「留意事項通知」、「区扶助要綱」、「区法外要綱」の条件を遵守し、適正な申請を行わなければならない。 [公定価格] １ 基本分単価 (1) 保育士 基本分単価における必要保育士数は以下のアとイを合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。 ア 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 イ ・利用定員90人以下の施設については1人 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 ・上記アとイの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定 (2) その他 〇施設長・・・1人 （注）児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 したがって施設において、2以上の施設もしくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなし加算は適用しない。 〇調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 〇非常勤事務職員 （注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。 〇嘱託医・嘱託歯科医 ２ 基本加算部分 要件等の詳細については「留意事項通知」による。 3歳児配置改善加算 3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。	1　申請内容は適正か。	(1) 支援法附則第6条 (2) 内閣府令第49号 (3) 留意事項通知 (4) 区扶助要綱 (5) 区法外要綱	(1)　申請内容が適正でない。 (2)　申請内容が一部不適正なところがある。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	３　特殊加算部分 (1) 主任保育士専任加算 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、事業等を複数実施する施設に加算。 (2) 事務職員雇上費加算 事務職員を配置し、事業等のいずれかを実施する施設に加算。 (3) 栄養管理加算 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算。 [区扶助要綱] １　扶助項目について、要件等の詳細は「区扶助要綱」による。 (1) 零歳児保健師加算<零歳児保育特別対策事業> 零歳児の取扱人員が6人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費。 (2) 零歳児調理員加算<零歳児保育特別対策事業> 零歳児の取扱人員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費（調理委託も可）。 (3) 保育士加算<11時間開所保育対策事業> 定員61人～129人の施設に保育士1名、定員130人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費。 (4) パート保育士加算<11時間開所保育対策事業> パート保育士の雇用に要する経費。 (5) 発達支援加算<障がい児扶助要綱> 障がい児の処遇向上に対する人件費。 [区法外要綱] １　加算項目について、要件等の詳細は「区法外要綱」による。 (1) 発達支援加算 発達支援加算の認定を受けた児童に保育士を配置した場合に加算（4.5歳児は複数名配置してもクラスで1名を限度に加算）。 (2) 用務員パート加算 0歳児定員が6人以上の施設において、1名を限度に4月から2月までの11ヶ月分を加算。 (3) 非常勤保育士加算 0歳児定員が6人以上の施設において、2名を限度に毎月加算。 (4) 時短非常勤加算 区職員配置基準の保育士定数のほかに、非常勤保育士（常勤保育士を含む）を増配置した場合に加算。 (5) アレルギー対応及び4歳児午睡廃止補助員加算 「アナフィラキシーの診断を受けた児童1人又は食物アレルギーの診断を受けた1歳児または2歳児が同クラスに3人以上在籍し、代替食で対応している」又は「4歳児保育において午睡廃止をしている」施設において合計週20時間以上補助員を配置している場合に、補助員1名分を加算。				

保　育　内　容　編

目　　次

1 教育・保育の状況

(1) 良質かつ適切な教育・保育 ・・・・・ 1

(2) 人権の尊重 ・・・・・ 1

ア 人格を尊重した教育・保育 ・・・・・ 1

イ 虐待の行為 ・・・・・ 1

(3) 心身の状況等の把握 ・・・・・ 2

(4) 自己評価 ・・・・・ 2

(5) 保育士等の配置 ・・・・・ 2

(6) 保護者との連携 ・・・・・ 2

(7) 小学校との連携 ・・・・・ 3

(8) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営、関係機関との連携 ・・・・・ 3

2 健康・安全の状況

(1) 疾病、ケガ等への対応 ・・・・・ 4

ア 体調不良・傷害 ・・・・・ 4

イ 感染症 ・・・・・ 4

ウ アレルギー疾患 ・・・・・ 4

(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 ・・・・・ 5

(3) 子どもの安全確保 ・・・・・ 5

ア 事故防止及び事故発生時に適切な対応をするための体制 ・・・・・ 5

イ 事故防止 ・・・・・ 6

ウ 損害賠償 ・・・・・ 6

エ 事故発生時の対応 ・・・・・ 7

〔凡例〕
以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法	支援法
2	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
3	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
6	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」」	児発第471号通知
7	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適応に際しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
8	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
9	平成13年6月15日雇児総発402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
10	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
11	令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号通知
12	平成29年11月10日府子本第912号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号通知
13	令和5年4月1日こ成安第2号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号通知
14	平成30年10月12日30福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号通知
15	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号通知

16	令和5年5月8日5福保子保第265号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福保子保第265号通知
17	「足立区私立保育所延長保育実施要綱」	私立延長実施要綱
18	令和4年10月19日4足教子指発第877号「感染症発生時の報告について」	4足教子指発第877号
19	令和4年3月31日3足教子私発第2291号「事故報告基準の見直し及び、令和4年度区役所開庁時間外における各園からの緊急時連絡先の変更について」	3足教子私発第2291号通知
20	令和4年11月17日4足教子私発第1485号「事故報告基準及び、令和4年度区役所開庁時間外における各園からの緊急時連絡先の追加について」	4足教子私発第1485号通知
21	令和5年3月31日4足教子私発第2355号「事故報告基準の変更及び、令和5年度区役所開庁時間外における各園からの緊急時連絡先について」	4足教子私発第2355号通知
22	令和4年10月5日4足教子私発第787号「緊急時（けいれん・頭部打撲）の対応について」	4足教子私発第787号

認可　保育内容

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1　教育・保育の状況 (1) 良質かつ適切な教育・保育	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。（区運営基準条例） 特定教育・保育施設は、施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。（区運営基準条例） ・　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針　（区運営基準条例）	1　教育・保育の内容は適切か。	(1) 支援法第2条 (2) 保育所保育指針第1章1、2、第2章 (3) 区運営基準条例第3条1、第15条 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1)　教育・保育の内容が適切ではない。 (2)　教育・保育の内容が不十分である。	C B
(2) 人権の尊重 ア　人格を尊重した教育・保育	保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理的に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する（以下略）（保育所保育指針） 保育所は子どもの人権に十分配慮するとともに子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。（区運営基準条例）	1　子ども一人一人の人格を尊重した特定教育・保育を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア)②・③ (2) 区運営基準条例第3条2、15条1(4)	(1)　子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っていない。 (2)　子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育が不十分である。	C B
イ　虐待等の行為	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（区運営基準条例） ①　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	1　子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第25条、第26条	(1)　子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。（区運営基準条例）				
(3) 心身の状況等の把握	子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。（区運営基準条例）	1　子どもの心身の状況等の把握に努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア (2) 区運営基準条例第10条、第15条1(4)	(1) 子どもの心身の状況等の把握をしていない。 (2) 子どもの心身の状況等の把握が不十分である。	C B
(4) 自己評価	保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（区運営基準条例） 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該教育保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。（区運営基準条例）	1　施設の自己評価を行い、公表しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)、(5)、第5章1(1)、(2) (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第16条1、2	(1) 施設の自己評価を行っていない。 (2) 施設の自己評価を公表していない。	C B
(5) 保育士等の配置	延長実施保育所は、延長保育を担当する職員として、保育士2名以上を配置するものとする。ただし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）により児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯において、保育士1名に加えて、同基準附則第94条の規定に基づき東京都知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置している場合は、この限りでない。（私立延長実施要綱）	1　保育士等を適正に配置しているか。	(1) 区運営基準条例第21条1、2 (2) 私立延長実施要綱第6条	(1) 保育士等を朝夕常時2人以上配置していない。	A
(6) 保護者との連携	1　保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（区運営基準条例）	1　保護者への支援・相談等への対応ができているか。 ①　保護者と保育者の間で連絡帳や登降園に子どもに関した情報の共有があるか。 ②　面談や保護者会等、また、アンケートや意見箱等で保護者の意見を聞く機会を設けているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)エ、第3章1(3)ア、イ、第4章1、2 (2) 区運営基準条例第17条 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 保護者に必要な援助を行っていない。 (2) 保護者への必要な援助が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	2　災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）	1　緊急時の連絡体制は十分か。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、4(2)ウ (2) 区運営基準条例第18条	(1)　保護者と緊急時の連絡体制が<u>整備されていない。</u> (2)　保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。	C B
(7) 小学校等との連携	1　子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。（区運営基準条例）	1　子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)が小学校へ送付されているか。	(1) 保育所保育指針第2章4(2) (2) 区運営基準条例第11条、第15条1(4) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)イ (4) 子保発0330第2号通知	(1)　資料の作成がされていない。 (2)　資料が小学校へ送付されていない。	C B
	2　保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。（保育所保育指針）	1　小学校、関係機関等との連携をとっているか。	(1) 保育所保育指針第2章4(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第11条、第15条1(4)	(1) 小学校、関係機関等との連携をとっていない。	B
(8) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営、関係機関との連携	1　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（区運営基準条例）	1　子育てに関係する機関、施設等との連携に努めているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(1)ウ (2) 区運営基準条例第3条3、第15条1(4)	(1)　子育てに関係する機関、施設等との連携に努めていない。	B
	2　保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。（保育所保育指針）	1　地域の子育て家庭に対して情報の提供等の援助を行っているか。	(1) 保育所保育指針第4章3(1)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)	(1)　地域の子育て家庭に対し、援助を行っていない。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
2　健康・安全の状況 (1) 疾病、ケガ等への対応 ア　体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が生じた場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）	1　急な体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条	(1)　急な体調不良等への対処を適切に行っていない。	C
イ　感染症	1　感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、所管課、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。（保育所保育指針）	1　感染症の予防対策を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 雇児発第0222001号通知	(1)　感染症予防対策を適切に行っていない。 (2)　感染症予防対策が不十分である。	B A
	2　施設の感染状況の把握をし、保健所と迅速な連携をとるため、インフルエンザ、胃腸炎、麻しん、風しん、百日咳や新型コロナウイルス感染症で欠席・欠勤した園児・職員がいる場合、区に報告をする。（4足教子指発第877号）	1　新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ、胃腸炎等、発症時には速やかに関係機関に連絡しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知 (2) 4足教子指発第877号	(1)　関係機関（所管課等）との連携・報告が行われていない。	A
ウ　アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。（保育所保育指針） （対策例） ・　生活管理指導票等により、保護者と情報共有する。 ・　生活管理指導票等に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・　誤食事故は注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 【参考】「保育所保育指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月 厚生労働省）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋 （平成28年3月 内閣府）	1　アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2)　アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。（保育所保育指針） 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発防止をするための措置を講じなければならない。（運営基準条例） 【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止】 ・ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。 ・ 器機の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。 ・ 乳児は仰向け寝を徹底する（医師がうつ伏せ寝を勧める場合は除く）。 ・ 1歳児以上でも、一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行う。 ・ 厚着をさせすぎない。 ・ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。　等 （30福保子保第3635号通知）	1　乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じている ・ 睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさか。 ・ 職員がそばで見守っているか。 ・ 乳児の仰向け寝を徹底しているか。 ・ 1歳児以上でも、状況を把握できるまでの間は、仰向けに寝かせているか。 等	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第18条、第32条 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)、第2[共通事項](2) (4) 30福保子保第3635通知	(1)　乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2)　乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	C B
	参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について（平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）	2　睡眠時チェック表を作成しているか。 ・ 個別にチェックしているか。 ・ 定期的に睡眠チェックを行っている 0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回　が望ましい ・ その都度記録しているか。 等	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)、第2[共通事項](2) (4) 30福保子保第3635通知	(1)　睡眠時チェック表を作成していない。 (2)　睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B
(3) 子どもの安全確保 ア　事故防止及び事故発生時に適切な対応をするための体制	1　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。（区運営基準条例） ・ 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	1　事故防止及び発生時対応のための指針（各種ガイドライン及びマニュアル）を整備しているか。 2　事故防止及び発生時対応のための指針（各種ガイドライン及びマニュアル）を定期的に職員と共有しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2) (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条1(1) (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (4) 雇児総発第402号通知	(1)　指針を整備していない。 (2)　指針の内容が不十分である。 (3)　指針の内容を職員と共有していない。	C B B
	2　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。（区運営基準条例） ・　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	1　事故発生及び危険性がある事態が適正に報告され、その分析を通じた改善策が職員に周知徹底されるようなっているか。	(1) 区運営基準条例第32条1(2)、(3)	(1)　事故発生から分析までの体制ができていない。 (2)　事故発生から分析までの体制が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
イ　事故防止	1　事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じなければならない。(区運営基準条例)	1　子どもの事故防止に配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2) (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条 (3) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　子どもの事故防止に配慮していない。 (2)　子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。	C B
	2　口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児がいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋　（平成28年3月 内閣府）	2　窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　定期的に点検していない。 (2)　定期的な点検が不十分である。	C B
	3　職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 ・ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風だんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋　（平成28年3月 内閣府）	3　子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　窒息のリスクとなる食べ物を配慮して提供していない。 (2)　窒息のリスクとなる食べ物への配慮が不十分である。	C B
	4　園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	4　園外保育に関する体制や配慮は十分か。 ・ 散歩の経路を可視化し、交通量や危険箇所の点検を行っているか。 ・ 連絡体制が確保されているか。 ・ 園外保育時に十分な職員体制で対応しているか。 ・ 出発時、目的地への到着時、帰園時等必要に応じて人数確認を行い、迷子や置き去りの防止を行っているか。 ・ 園外保育届を作成しているか。 等	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　園外保育に関する体制や配慮が整っていない。 (2)　園外保育に関する体制や配慮が不十分である。	C B
	5　プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月　内閣府）	5　プール活動・水遊び等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区運営基準条例第15条1(4) (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 府子本第659号通知 (6) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1)　監視に専念する職員を配置していない。 (2)　監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
ウ　損害賠償	特定教育・保育施設は、教育・保育給付子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（区運営基準条例）	1　損害賠償に対する策を講じているか。	(1) 区運営基準条例第32条4	(1)　損害賠償に対する策を講じていない。	C
エ　事故発生時の対応 ○事故の記録	事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。（保育所保育指針） 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。（区運営基準条例） ◎ 再発防止のために 再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。（5福保子第265号通知）	1　事故が発生した場合に適切な対応をしているか。 ・　事故の発生、処置、経過、保護者への連絡、完治日等	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区運営基準条例第15条1(4)、第32条3 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7) (4) 26福保子保第2984号通知 (5) 5福保子第265号通知	(1)　事故発生後の対応や記録の作成を行っていない。 (2)　事故発生後の対応や記録の作成が不十分である。	C B
○事故発生時の報告	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例） 次に掲げる事故が発生した場合には私立保育園課に報告すること。 （こ成安第2号通知、5福保子保第265号通知） ①　死亡事故 ②　治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等（意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。） ③　感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ④　迷子、置き去り、連れ去り等が発生したし又は発生しかけた ⑤　その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合	1　報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。	(1) 区運営基準条例第32条2 (2) 府子本第912号通知 (3) こ成安第2号通知 (4) 26福保子保第2984号通知 (5) 5福保子第265号通知 (6) 3足教子私発第2291号通知 (7) 4足教子私発第1485号通知 (8) 4足教子私発第2355号通知 (9) 4足教子指発第787号通知	(1)　事故報告が行われていない。 (2)　事故報告が速やかに行われていない。	C B

会　計　経　理　編

目　　次

1 会計の区分 ・・・・・ 1
2 会計記録の整備 ・・・・・ 1
3 利益供与等の禁止
(1) 当該施設を紹介する対償としての利益供与 ・・・・・ 1
(2) 子どもを紹介する対償としての利益収受 ・・・・・ 1
4 利用者負担額等の受領等
(1) 領収証等の交付 ・・・・・ 1
(2) 利用者への料金の説明及び同意 ・・・・・ 1
5 委託費等の適正使用
(1) 委託費等の適正使用 ・・・・・ 2
(2) 公定価格等に基づく人件費支出 ・・・・・ 2
6 委託費の弾力運用
(1) 委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）相当額等の支出の要件 ・・・・・ 3
(2) 積立資産 ・・・・・ 4
(3) 改善基礎分相当額等の支出 ・・・・・ 5
(4) その他 ・・・・・ 5
7 当期末支払資金残高
(1) 当期末支払資金残高の引継ぎ ・・・・・ 6
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理 ・・・・・ 7
(3) その他 ・・・・・ 7
8 次期繰越活動増減差額
(1) 次期繰越活動増減差額の引継ぎ ・・・・・ 7
(2) その他 ・・・・・ 7
9 貸付金処理 ・・・・・ 8
10 委託費の管理・運用 ・・・・・ 8
11 収支計算分析表の提出 ・・・・・ 8

［凡例］

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	平成27年3月31日　内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府令第49号
4	平成27年9月3日　府子本第254号・雇児発0903第6号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
5	平成27年9月3日　府子本第255号・雇児保発0903第1号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」	経理等取扱通知
6	平成27年9月3日　府子本第256号・雇児保発0903第2号通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」	経理等運用通知
7	平成28年8月23日　府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（最終改正：令和3年3月31日府子本第451号・2文科初第2117号・子発0331第8号）	実施上の留意事項について
8	平成28年12月20日　28足教子整発第1255号「区が経費を負担する保育園を運営する法人の適正な経理のあり方について」	区保育所等の支出基準
9	平成31年4月1日　30福保子保第6365号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』3（2）に対する東京都の取扱いについて」	都第6365号通知
10	令和2年6月17日　府子本第646号・2初幼教第11号・子保発0617第1号　新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取り扱いについて	府子本第646号通知
11	令和2年7月30日　府子本第761号・2分科初第643号・子初0730第2号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」	府子本第761号通知
12	令和2年11月19日　2福保子保第3496号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」	都第3496号通知
13	令和2年12月7日　2足教子整発第1294号 足立区における事業実績報告(決算書)について	区第1294号通知
14	令和4年3月17日　3足教子施発第2438号　新型コロナウイルス感染症による保育所等の休園に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて	区第2438号通知
15	足立区補助金等交付事務規則	区補助金交付規則

16	「足立区保育扶助要綱」	区扶助要綱
17	「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」	区法外要綱

認可　会計経理

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1　会計の区分	1　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1　特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 区運営基準条例第33条	(1)　特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
				(2)　会計の区分の仕方が不十分である。	B
2　会計記録の整備	1　特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1　計算書類等、会計帳簿等を作成しているか。	(1) 区運営基準条例第34条1	(1)　計算書類等、会計帳簿等を作成していない。	C
				(2)　計算書類等、会計帳簿等を一部作成していない。	B
		1　計算書類等、会計帳簿等を作成しているが、証憑書類と相違している。		(3)　計算書類等、会計帳簿等を作成しているが、証憑書類と相違している。	C
3　利益供与等の禁止					
(1) 当該施設を紹介する対償としての利益供与	1　特定教育・保育施設は、利用者支援事業、その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1　当該施設を紹介する対償としての利益供与を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第29条1	(1)　当該施設を紹介する対償としての利益供与を行っている。	C
(2) 子どもを紹介する対償としての利益収受	1　特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1　子どもを紹介する対償として利益を収受していないか。	(1) 区運営基準条例第29条2	(1)　子どもを紹介する対償として利益を収受している。	C
4　利用者負担額等の受領等					
(1) 領収証等の交付	1　保護者から費用の支払を受けた場合は、費用に係る領収証を交付しなければならない。	1　領収書（受領印を押した集金袋等）を交付しているか。	(1) 区運営基準条例第13条5	(1)　領収書（受領印を押した集金袋等）を交付していない。	C
				(2)　領収証を一部交付していない。	B
(2) 利用者への料金の説明及び同意	1　特定教育・保育施設は、区運営基準条例第13条第3項及び第4項に基づき特定教育・保育に必要な費用の支払いを保護者に求める際は、あらかじめ金銭の使途、額、金銭の支払いを求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対し説明を行い、文書による同意を得なければならない。（ただし、区運営基準条例第13条第4項に係る同意については文書によることを要しない。）	1　金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し文書による、同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第13条6	(1)　金銭の使途、額、金銭の支払いを求める理由を書面で明らかにし、利用者に説明し、同意を得てない。	C
				(2)　説明等に関する対応について、何等かの不十分な点がある。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
5　委託費等の適正使用 (1) 委託費等の適正使用	1　特定教育・保育施設は、要綱等により得た委託費等を適正に使用しなければならない。	1　要綱等により得た委託費等を全て扶助の目的のために使用しているか。	(1) 支援法第27条 (2) 支援法附則第6条 (3) 内閣府令第49号 (4) 区扶助要綱 (5) 区法外要綱 (6) 区保育所等の支出基準 (7) 経理等通知 (8) 経理等取扱通知 (9) 経理等運用通知	(1)　要綱等により得た委託費等を扶助の目的のために使用していない。	C
		2　偽りその他不正により委託費等の支払いを受けてはいないか。	(1)「実施上の留意事項について」第5	(1)　不正な受給を目的として意図的に書類を改ざんする等の方法により委託費等を受けている。	C
		3　区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。	(1) 区補助金交付規則第12条、17条	(1)　不正な方法により補助金を受けている。	B
				(2)　補助金を目的のために使用していない。	B
		4　個人のポイントカード、クレジットカード及び電子マネー等を使用していないか。		(1)　個人のポイントカード、クレジットカード及び電子マネー等を使用している。	A
(2) 公定価格等に基づく人件費支出	1　新型コロナウイルス感染症により臨時休園（一部休園を含む。）や保育の提供の縮小等（以下「臨時休園等」という。）を行っている「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育・特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」第1条12号に定める公定価格及び子ども・子育て支援法附則第6条に定める委託費（以下「公定価格等」という。）は、教育・保育の提供体制を維持するため通常どおり支給されている。そのため、公定価格等の対象となる職員の人件費の支出については、労働関係法令を遵守した上で、適切な対応が求められる。 この場合の「適切な対応」とは、通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められる。 この対応に当たっては、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではない。	1　公定価格等に基づく人件費支出について適切に対応しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 内閣府令第49号 (3) 府子本第646号通知 (4) 区第2438号通知	(1)　公定価格等に基づく人件費支出について適切に対応していない。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
6　委託費の弾力運用 (1)　委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）相当額等の支出の要件	1　委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。	1　委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費（人件費・管理費・事業費）となっているか。	(1)　支援法附則第6条 (2)　経理等通知	(1)　委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費（人件費・管理費・事業費）となっていない。	C
		2　保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。	(1)　経理等通知	(1)　保育所拠点区分以外への経費の支出がある。	C
	2　経理等通知1(2)、(4)の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積み立て、改善基礎分相当額等の範囲内で支出を行うことができる。 さらに、経理等通知1(5)の要件を満たせば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで別表3、4及び5の経費に充当することができ、また、1(6)の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。 保育所施設・設備整備積立資産を当該保育所の土地取得に充てる場合は、経理等運用通知問8の要件を満たさなければならない。	1　委託費の相互流用、積立資産の積立て・取崩し、改善基礎分相当額等の支出を行っている場合には、経理等通知の要件を満たしているか。	(1)　支援法附則第6条 (2)　経理等通知1	(1)　経理等通知の要件を満たしていないにもかかわらず、委託費の弾力運用を行っている。	C
		2　当該保育所の土地取得に当たって保育所施設・設備整備積立資産を取り崩す場合、経理等運用通知問8の要件を満たしているか。	(1)　支援法附則第6条 (2)　経理等通知1(6) (3)　経理等運用通知問8	(1)　要件を満たしていないにもかかわらず、保育所施設・設備整備積立資産を取崩しを行っている。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 積立資産	1　積立資産とは、長期的に安定した施設経営を確保することを目的として、次年度以降の経費に充てるための資金の保留をはかるものであり、以下のものがある。 ・人件費積立資産 ・修繕積立資産 ・備品等購入積立資産 ・保育所施設・設備整備積立資産 ・都施設整備費積立資産 施設拠点区分における委託費は、原則として当該年度の経費として消費されるものであるが、職員の年齢構成や勤続年数及び施設の経営努力（サービスの質を落とさないコスト削減）等によって当該年度の委託費に残余が生じた場合は、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に備え積立てることが望ましい。				
ア　積立資産等の管理	1　貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。	1　各種積立金と各種積立資産ごとに同額が計上されているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4) (3) 経理等運用通知問8 (4) 都第3496号通知1(1)	(1)　積立金を計上する際に同額の積立資産を積立てていない。	C
		2　各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等運用通知問8	(1)　各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成していない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
イ　積立資産の目的外使用	1　積立資産は、長期的に安定した施設経営を確保することを目的とした積立であり、本来その使途は積立資産の積立目的に沿って支出することになる。しかしながら、やむを得ず目的外に使用する場合は、事前に都に協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、経理等通知1(3)及び(4)に定める経費に使用することを認めるものである。 さらに経理等通知1(5)に定める要件を満たし、事前に都に協議(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、上記に加え経理等通知1別表3、4、5に定める経費に使用することを認めるものである。また、当該保育所以外の土地取得に使用する場合は、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。	1　経理等通知1(3)(4)による目的外使用の場合、事前に都に協議し、承認を得ているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(3)、(4) (3) 経理等取扱通知5 (4) 経理等運用通知問8 (5) 都第3496号通知1(2)	(1)　都の承認を受けないで、各種積立資産を目的外に使用している。	C
		2　経理等通知1(6)による目的外使用の場合、事前に都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 経理等取扱通知5 (4) 経理等運用通知問8 (5) 都第3496号通知1(2)	(1)　都の承認(設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認)を得ずに、各種積立資産を目的外に使用している。	C
		3　当該保育所以外の土地取得に当たって取り崩す場合、経理等取扱通知5なお書きに定める要件を満たしているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 経理等取扱通知5	(1)　要件を満たしていないにもかかわらず、行っている。	C
		4　同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(6) (3) 都第3496号通知1	(1)　都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。	C
ウ　積立資産の次年度への引継ぎ		1　積立資産については、決算額が次期に引き継がれているか。		(1)　積立資産の次期への引継ぎが不適正である。	C
(3) 改善基礎分相当額等の支出 ア　支出限度額等	1　改善基礎分相当額等の支出は、経理等通知に定められた支出限度額以内で、定められた対象経費に充当することができる。支出限度額を超えている及び対象外経費に支出している場合には原則として、現年度で支出した施設拠点区分への補填をしなければならない。	1　経理等通知に定められた限度額以内で、定められた対象経費に支出しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知1(4)、(5)、別表2、別表3、別表4、別表5 (3) 府子本第761号通知	(1)　支出限度額を超えている。	C
				(2)　定められた対象経費以外に支出している。	C
(4) その他		1　その他、委託費の弾力運用に関することで不適正な事項はないか。		(1)　その他、委託費の弾力運用に関して問題がある。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
7　当期末支払資金残高 (1) 当期末支払資金残高の引継ぎ	1　当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。 なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること ただし、委託費収入には、区独自の補助事業（保育扶助要綱・法外援護実施要綱・延長保育補助要綱）、その他補助金は含めないこと。	1　当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(1) (3) 都第6365号通知 (4) 区第1294号通知	(1)　当期末支払資金残高の次期への引継ぎが不適正である。	C
		2　当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(1)	(1)　不適正な施設運営により当期欠損金が生じている。	C
		3　累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(1)	(1)　不適正な施設運営により累積欠損金が生じている。	C
	2　当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。	1　当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 経理等運用通知20、21 (4) 都第6365号通知 (5) 区第1294号通知	(1)　当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっていない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 前期末支払資金残高の取崩しの処理	1　前期末支払資金残高の取崩使用に当たっては、都への事前協議（自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。）により問題が無い場合に使用を認めるものである。 なお、経理等通知1(5)に定める要件を満たす場合、都の事前承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3(2)①から③に定める経費への充当が可能となる。 ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知問13に定める対象範囲（保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費）とする。	1　当期事業活動収入計（予算額）の3%を超える取崩しをする場合、都に事前協議をしているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(1) (3) 都第3496号通知2	(1)　都の承認を得ずに、当期事業活動収入計（予算額）の3%を超える取崩しを行っている。	C
		2　経理等通知3(2)に定める経費を支出する場合、都に事前の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得ているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 都第3496号通知2	(1)　都の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得ずに行っている。	C
		3　経理等通知1(5)に定める要件を満たさずに法人本部へ繰り入れていないか。また、経理等運用通知問13で定める対象範囲以外に支出していないか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 経理等運用通知問13	(1)　要件を満たしていない、または、対象範囲以外の法人本部の運営に要する経費を施設拠点区分から支出している。	C
		4　同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設に限られているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知3(2) (3) 都第3496号通知2	(1)　都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設以外に充当されている。	C
(3) その他		1　その他当期末支払資金残高に関することで不適正な事項はないか。		(1)　その他、当期末支払資金残高に関して重大な問題がある。	C
8　次期繰越活動増減差額	1　次期繰越活動増減差額は、当期末繰越活動増減差額に基本金取崩額及びその他の積立金取崩額を加え、その他の積立金積立額を除いたものである。 次期繰越活動増減差額は通常決算期末にだけ発生する科目であって、翌期首において全額前期繰越活動増減差額に振替処理を行うものである。				
(1) 次期繰越活動増減差額の引継ぎ	1　次期繰越活動増減差額は、次会計年度に繰り越さなければならない。	1　次期繰越活動増減差額については、決算額が次期に引き継がれているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(1)	(1)　次期繰越活動増減差額の次期への引継ぎが不適正である。	C
(2) その他		1　その他次期繰越活動増減差額に関することで不適正な事項はないか。		(1)　その他、次期繰越活動増減差額に関して重大な問題がある。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
9　貸付金処理	1　委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	1　施設運営に支障がある貸付を行っていないか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (3) 経理等運用通知問14、問15	(1)　貸付により、施設運営に支障をきたしている。	C
		2　同一法人以外への貸付を行っていないか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2)	(1)　同一法人以外への貸付を行っている。	C
		3　他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2) (3) 経理等運用通知問14	(1)　他事業又は拠点区分への貸付を、年度内に補填していない。	C
		4　他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(2)	(1)　他事業又は拠点区分への貸付について把握していない。	C
10 委託費の管理・運用	1　委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実でかつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	1　委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知4(1) (3) 経理等取扱通知6	(1)　委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われていない。	C
11 収支計算分析表の提出	1　施設は、下記のいずれかに該当している場合には、収支計算分析表を提出しなければならない。 ①　委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合 ②　経理等通知1(4)による別表2の経費への支出が改善基礎分を超えている場合 ③　経理等通知1(5)による別表3及び別表4への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5への支出の合計額が委託費の3か月相当額を超えている場合 ④　施設拠点区分から、「1. 委託費の使途範囲」から「4. 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合	1　収支計算分析表を提出しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 経理等通知5(2) (3) 都第3496号通知3	(1)　収支計算分析表を提出していない。	B